

商品表示の適正化部会での調査審議結果

1 調理冷凍食品の取扱いについて

大阪市消費者保護条例に基づく調理冷凍食品の品質表示基準については、国と同様に廃止する。

[部会での意見]

- ・表示事項は煩雑であり、国が廃止とした理由として表示のわかりやすさやシンプルさ、国際的なスタンダードに合わせていくことは理解できる。
- ・全国展開されている商品について、同じ商品であってもその地域の基準に合わせる必要があることから、製造・販売事業者に特段のローカルルールの義務を課す必要性は感じられない。市内には多くの食品事業者がいる中では、国の中でも合はせたほうがよい。
- ・調理冷凍食品の表示ルールがすべて廃止されるものではなく、横断的ルールにより、食品表示法に合わせるものであり、大阪市が特化して国とは違う独自ルールを定める理由もなく、廃止するとしても、ただちに消費者が不利益を被るとは考えられない。

2 調理冷凍食品を除く他の11品目の取扱いについて

今回は、商品の品質表示基準について、食品表示法の一部改正により、早期に対応が必要であった調理冷凍食品についてのみ検討してきたが、残る11品目の取扱いについては、今後の国の見直し状況や、同様に個別の品質表示基準を規定している他都市の動向を注視するとともに、大阪市として例年実施している市内の店舗等への基準対象となっている各商品の表示状況調査における遵守等の状況も鑑みながら、必要な検討を進めていただきたい。

[調理冷凍食品を除く他の11品目]

品目	表示事項
蒸しかまぼこ類及び焼き抜きかまぼこ類	1. でん粉含有率 2. 原材料配合割合
焼肉のたれ類	使用上の注意
鶏卵	卵重区分
生めん類	なま、ゆで、むし等の区別
つくだ煮及び煮豆	使用上の注意
緑茶	取扱上の注意

【資料1－2】

カレールウ	使用上の注意
インスタントコーヒー	使用上の注意
ふりかけ類	使用上の注意
カットフルーツ	加工年月日
ラップフィルム	<ol style="list-style-type: none">1. 品名2. 原材料名3. 添加物名4. 尺法5. 耐熱温度6. 耐冷温度7. 使用上の注意8. 事業者の氏名又は名称及び住所